

きました。

定数に関しては1名削減が2名、ほかには2名削減が圧倒的に多く、現行の14名から2名減の定数12名で本会議に条例改正案を提出することといたしました。

安易な定数削減は住民意思の反映機能の低下を招く危険性をはらんでいることと言えます。今回の条例改正で定数2名削減を提案することになりましたが、今後の議員定数に関する検討に当たっては、単なる経費の削減の面からではなく、議会の役割、議会運営のあり方などトータルの検討が必要であることを申し述べ、3回にわたって開催された八峰町議会議員の定数に関する議員の懇談会における協議結果と条例改正の提案に至るまでの経緯と考え方についてご報告いたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 本議案の内容について、議会事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） 発議集目録の方をご覧いただきたいと思います。

発議第19号

平成25年12月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

提出理由につきましては、先ほど佐藤委員長から申し述べられたとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私は定数削減の懇談会に参加しませんでしたので、というのは、議員定数の削減に反対でしたので、この場で反対討論を行います。

町議会議員は町民の声を町政に届ける大事な役目があります。これは議員必携にも載っ

ていますけれども、議員の数を縮小すると、それだけ民意が届かない町政になってしまうのではないのでしょうか。ましてチェック機能も弱まってしまうと思います。合併前から比べて議員の数は大変少なくなりました。その今14名から12名にするその根拠は何でしょうか。周りの市町村が減らしているから、町民が減を望んでいるからということでしょうか。北羽新報にも投書がありましたように、定数削減は民意を狭めるという能代市民の声がありました。財政問題であるならば、議員報酬の引き下げをすればいいのではないのでしょうか。今、目前に地方議会の改選を控えて定数削減は、新たに立候補する人の意欲もそいでしまいます。条例を決める大事な議会でもあります。審議を尽くすには、今以下の議員では馴れ合いになってしまう可能性もあります。議会の活性化をもっていくためには、今の14名で維持していくのが本当の議会のあり方ではないかと思いますので、この条例案に反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。13番芦崎達美君。

○13番（芦崎達美君） 13番、賛成討論させていただきます。

この議員削減につきましては、懇談会でも三度ほど話し合われておりました。当初、正直言って私もあまり前向きではなかったわけではありますが、じっくり考えてみますと、やはりこの八峰町の人口も、ここ4年間で約600人ほど減少されております。特にここ1、2年間は急速に減少されております。このまま推移されますと、さらにまた減少されるわけでありまして、その中におきまして、議員定数が今までの14名でいいのかと申しますと、やはりこれは住民には理解得られないだろうと、こう思うわけでありまして。

今、見上議員からお話がありました議会に声が届かないのでは、あるいは民意が反映されないのではないかと、それも危惧されることではありますが、決してその人数ばかりでそうはなるとは思いません。これは議員一人一人の考え、行動、手腕によってはですね、そういうものは解消されるものと私は思います。

また、周辺市町村を見渡してもですね、また、考えを聞きましても、やはり議員削減の方向に進んでおります。昔から、人のふりを見て我が身を直せという言葉がありますが、それを真似をするわけではありませんが、今の八峰町の現状を見ますと、やはり12名の議員が妥当ではないかと、私はこのように考えたわけでありまして。よって、このたびの議員削減には賛成いたします。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第19号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方、起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第110号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第110号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案の理由でございますが、地方税法が改正され、平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が施行されることに伴い条例改正をするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例ということで、以下に改正文が記載されておりますが、配付しております総務課資料に基づいてご説明したいと思っておりますので、総務課資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、全協でもお渡しして説明した資料でございますが、再度ご説明申し上げます。

改正理由でございますけれども、諸収入金の延滞金につきましては、地方税の延滞金に準じているため、今回、地方税法が改正されたことに伴い条例を改正するものでございます。

改正内容でございますけれども、①の地方税の延滞金の利率と同じにするものということでございまして、平成25年度の税制改正で最近の低金利の状況を勘案して延滞金の

利率の決め方を変更し、引き下げたものでございます。その箱の中をご覧になってください。延滞金につきましては、現行が14.6%、期限後1か月以内は4.3%になっているわけですが、改正後で試算しますと延滞金が9.3%、期限後1か月以内が3.0%と引き下がるものでございます。

もう一つの改正につきましては、延滞金を計算する場合、うるう年の日を含む場合も365日当たりの割合で計算することを条例に明記したものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からの施行ということでございますが、新しい利率の適用につきましては、税法と同じく平成26年1月1日から施行するものでございます。

経過措置につきましては、新しい税率は平成26年1月1日から適用しますけれども、それ以前の分につきましては、今までどおりの利率を適用するという定めでございます。

2ページには延滞金の利率の決め方、そして3ページには条例の新旧対照表を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(須藤正人君) これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) この延滞金の利息については、本当に遅きにきしたという感じで、ようやく国の方でも動いたなという気がいたします。

当町の場合、税額が利息よりも、利息の方が多というそういう世帯もあったのではないかと思いますけれども、さかのぼって行わないと言われましたけれども、さかのぼって当町は行う、そういう予定は今後ないかどうかということと、この法律は私もちよっと見逃して、いつ成立して、それで地方自治体によっては一斉にこの平成26年1月1日となっているんでしょうか、それを早めて行っているところとかそういうところはないものなんでしょうか。というのは、もっと早くできなかったかということの質問であります。

○議長(須藤正人君) 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) さかのぼって適用できないかということでございますけれども、今までも諸収入金の延滞金につきましても、税金の延滞金につきましても、税法に準じてまいりました。税につきましてはもちろん税法が改正されないと改正できないことになっておりますので、さかのぼることはいたしませんです。

それから、この税法の改正につきましては、今年のですね3月30日に公布されております。それで平成26年1月1日からの施行というふうになっております。

ほかの町村で早めているかどうかということですが、その状況につきましては調査しておりませんのでお答えできませんです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 3月30日の公布であったら、これを平成26年1月1日にしなければならぬという、そういうふうなきまりと違ってあるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 法律改正で平成26年1月1日から施行するということが決まっていますので、それに準じたものです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時3分から再開します。

午前10時54分 休 憩

.....  
午前11時02分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第6、議案第111号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第111号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部

を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても先ほどご覧になっていただきました配付しております総務課資料の4ページをご覧くださいと思います。

2番の改正内容でございますが、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族がだれもない場合、死亡した人と同居または生計を同じくしていた兄弟、姉妹を加えるという改正でございます。支給対象となる遺族の範囲ですが、改正前は配偶者、子、父母、孫、祖父母の順に災害弔慰金の支給対象になっておりましたが、改正後は、これに兄弟、姉妹を加えるという改正でございます。これにつきましては、東日本大震災でこのようなケースがあったということから改正されたものと伺っております。

施行期日につきましては、公布の日からということでございます。

5ページには新旧対照表を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長(須藤正人君) これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番山本優人君。

○9番(山本優人君) お聞きしますが、この支給対象の遺族の範囲でですね順番はこの順番で交付されると思うんですが、一つ気になるのはですね、つけ加えた兄弟、姉妹が同居が条件なわけですが、一方、祖父母の方については、祖父母なり孫については同居が条件なのかどうかということを確認したい。

○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) お答えします。

条例では、そのところは規定しております。死亡者の死亡時において死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にするという規定がございます。その他の遺族を

後にするという事なので、生計を同一の方を先にしまして、いなければこの順番でまたいくということになります。よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 分かりました。

もう一つですね、子の場合、二子以上いた場合、それは配分して行われるのか、それとも代表者として交付なるのか、その辺伺います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 代表して受領していただくことになります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） もう一点、最近では家庭内別居などというものが流行ってですね、この仮に配偶者や子ども、そして親がいた場合ですね、この順番でですね例えば配偶者が1番だとした場合に、その配偶者が知らないうちにですね子が請求するということが多々ありそうな気がするわけです。例えば配偶者が認知症にかかったりですね、いろいろな頭の病気なんかでできなかった場合、子がそれに代理受領するということになるわけですが、勝手にまず配偶者に何も懐に入らないで第一子の方に交付されるというふうなことが考えられないかということをお心配しているわけで、その辺の事情はどういうふうに対応するのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） あくまでもこれは優先順位を決めていまして、要するにその亡くなった家庭を支えるためのお金でございますので、その子どもが使うとか、配偶者が自分のものにするとかそういうことでなくて、その世帯、亡くなった世帯全体で使っていただきたいという趣旨のお金なものですから、どうしても認知症で、全然もう分からないという場合は、そういう場合はもう申請もできないもんですから、やはり子どもの方に申請していただくと。そしてその世帯の家族のために使っていただくという趣旨のものでありますので、そう理解しております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） そうすれば確認いたしますが、仮に配偶者が認知症にかかって、要はホジナイという状況の場合に、子が代理して受け取ることは可能だということで理解していいわけですね。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） そのとおりでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第112号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第112号をご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町介護保険条例の一部を次のように改正するものです。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

地方税法の改正に伴い、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定を準用するため条例改正するものでございます。

内容につきましては、新たに保険料の督促手数料及び延滞金に関する条例を制定するものでございます。

第7条を削除し、第6条の見出しを「（保険料の督促手数料及び延滞金）」に改め、第6条を保険料の督促手数料及び延滞金については、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定を準用するというものでございます。そのため、6条の次に「前項に規定する延滞金の額を算定する場合において、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。」の1条を加えるものでご



ございます。

第7条を削除したことにより、目次の第2章から第4章の条の繰上げと8条以下の条を一つずつ繰り上げる内容でございます。

施行期日は、平成26年1月1日からの施行でございます。

経過措置といたしましては、改正後の八峰町介護保険条例の第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に適用するもので、期日前については、なお従前の例とするものでございます。

延滞金の利率につきましては、先ほど議案第110号の内容と同様のものとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第113号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長(金平公明君) 議案第113号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

地方税法が改正され、平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が施行されることに伴い条例改正するものでございます。

内容につきましては、先ほどの議案第110号の議案の内容と同様のものとなっております。

内容は、後期高齢者医療に関する条例の附則の改正でございます。

附則第2条の次に第1条を加えるもので、延滞金の利率につきましては先ほどのものと同様になってございます。

内容につきましては、延滞金が現行の14.6%を特例基準プラス7.3%にするものでございます。1か月以内のものにつきましては、現行の4.3%を特例基準プラス1%にするという内容のものとなっております。

施行期日ですが、この条例は平成26年1月1日から施行するものとなっております。

それから、経過措置といたしましては、改正後の八峰町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に適用するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第114号、財産の無償貸付についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長(佐々木充君) 議案第114号についてご説明申し上げます。

議案第114号、財産の無償貸付について。

次の財産を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤 和 夫

1の無償貸付の目的ですけれども、町の産業振興を図り、障がい者を含む雇用の創出と経済活性化に資する誘致企業を支援するため無償貸付をするものであります。

2の無償貸付する財産の内容ですが、(1)の建物、これは旧岩子子ども園です。所在は、八峰町峰浜目名潟字榎木沢22番地1、構造は木造平屋建です。面積は197.09㎡です。

(2)の土地ですけれども、所在及び面積ですが、八峰町峰浜目名潟字榎木沢19番地1、面積が405㎡、同じく榎木沢20番地が751㎡、同じく榎木沢22番地1の一部ですけれども585㎡、計1,741㎡です。

その他として、建物に付随する設備及び物品を含むということです。

3の無償貸付の相手方ですけれども、八峰町峰浜目名潟字榎木沢22番地1、株式会社ニュートラスト白神、代表取締役中牟田吉太郎。

4の無償貸付期間ですけれども、平成26年1月1日より平成30年12月31日までの5年間であります。

提案理由ですけれども、建物及び土地を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(須藤正人君) これより議案第114号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 無償貸付の目的として障がい者を含む雇用の創出と経済活性化に資する誘致企業を支援するというところで、これはどのような人たちというか、障がいを持った人たち、虹のいえですか、そちらの方で現在、共同作業所みたいな形で運営している人たちのことなのか、どういうふうな新たに障がい者を雇用するのか、雇用の関係をどのように聞いておられますか。

○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長(佐々木充君) お答えします。

この旧岩子子ども園でやるのは、全協の資料でも出していますけれども、向こうの方でニンニク、スプラウトなど室内でやる水耕栽培、これについてですね、近くに何ですか障がい者虹のいえ、さくら苑の障がい者の持っている方なんですけれども、そのような方が作業に手伝うに来ているというようなことを前提として考えているようです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 既に有償でここをニュートラストで貸付けして、試験的にこの水耕栽培を行っておるわけです。そして、その栽培に当たってさくら苑の障がい者たちがそれに従事しているということで、この資料によれば、そうすれば新たにですね障がい者の雇用及び町内の住民の雇用というのがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長（佐々木充君） 計画書を出されたもので私の方で提案しているわけです。今後、具体的にどのような方を雇用云々というのは、ちょっと私の方で聞いてみませんが、いずれ今回は初期の計画段階、こういう形でやりたいということなので、今後、事業そのものが順調にいったら大きくなった場合、それらについてもいろいろ雇用形態があるかと思えます。私の方で今回どのような雇用にするのか、どのような人をですね雇用するのかというのは、ちょっと私の方では答弁できません。ただ、さくら苑の方の障がいの持っている方ですか、このような方にも作業の場というんですかね提供して、いくらかでも賃金とかそういう面で貢献したいというのは伺っているところです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） それこそせつかく町内の施設を無償で貸付けするわけですから、当然町内の産業の振興なり雇用に結びついていかなければ意味ないわけですね。さくら苑の子どもたち、言葉が悪いかもしれないですけども、精薄者だとかそういう人たちも当然含まれておまして、その方々が作業に従事する場合は当然それを指導する方も当然必要かと思えます。現在もそのような形で行われると思えますけれども、そうすればですね、その指導をする方を雇用するとかというような形で町内の方がその仕事に従事するというような場合も出てくるわけですけども、そのこのところはこのニュートラストさんの方にですね、やっぱり町の方としても町民をできるだけ雇用していただくよう、町の方でも当然働きかけするべきだと思うんですが、その点について町長の考えをちょっ

とお伺いたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれこの後ですね、来年度なりますけれども、岩子小学校の今、貸付けも考えています。これが身障者施設としてさくら苑の方に貸付けをしたいということで、いろいろな事業内容とか現場、現地の方々にも今説明をしたり何か体制を整えておりますけれども、いずれ来年度早々に始まっていくと思います。そういった方々が、ちょうど岩子子ども園はそばでありますので、そういった方々の仕事の場としてもひとつ考えていきたいという話です。

それから、今おっしゃったように、確かにそればかりでなくて指導する人も当然必要なわけがございますので、そういう方々についてもやっぱりこの後、一緒にやっていると、障がい者の方々だけではちょっとできないので、併せて考えていくということでは聞いておりますので、そういう方向でまた再度お話をしていきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第115号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第115号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

平成25年11月28日に指名競争入札に付した観海地区取水施設築造工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的。観海地区取水施設築造工事。

契約金額。1億7,442万円。

契約の相手方。住所、秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地。

商号または名称。伊藤栄・協立・石井特定建設工事共同企業体。

代表者名。伊藤栄建設株式会社、代表取締役伊藤久。

支出項目。平成25・26年度八峰町営簡易水道事業特別会計、継続費でございます。2  
款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長(須藤正人君) これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
9番山本優人君。

○9番(山本優人君) 全協の時にも聞いたんですが、真瀬川漁協の方にこの工事の説明をしてですね、ちゃんと同意を得てきたのかどうかということではありますが、3月になりますとですね、ヤマメ、イワナの解禁に向かうわけですよ。その前段に川の工事が始まるということになりますとですね、イワナ、ヤマメを楽しみにして関東方面から大量に押し寄せる遊漁者のひんしゅくを買う可能性があるわけで、その辺の泥水が流れないような対策みたいなことをですね、この工事請負者にどういうふうに説明していくのか、指導していくのか、その辺2点、考え方知らせてください。

○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村博君) まず、取水の同意につきましては、平成21年1月7日に真瀬川漁協さんの方から同意書をいただいております。全協でご指摘ありました工事についての同意なんです、平成25年12月9日の日に役員会を開催していただきまして、事業の内容をご説明しました。その時も3月21日、溪流釣りの解禁なので、その時に川の水が濁ってあったりするとひんしゅくが出るから、その前に施工を終了するなり、泥が出

ないようにというそういう話がありまして、それについては川の工事はそれまでに完成するよう業者の方とも十分協議しながらやっていきますという回答をしました。いろいろ1時間ぐらいですけどもいろいろ話し合いをしまして、漁協さんの方から取水施設をつくることの同意をいただいております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） もう一点、あそこの取水に行く道路なんですけど、あそこは多分私有地になっていると思うんですけど、違っていたら訂正していただければいいわけですが、私らがそこを、田んぼをちょっと耕作しておるんですけど、いつもあそこに見回りの車が止まっているわけですよ。そうするとですね、農作業に支障を来たすということで、あの辺にもうちょっと、できれば駐車するスペースをつくってもらわないとですね、農業者が困るということになりかねないので、その辺もついでに検討しておいてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 道路につきましては、大型クレーン車が現場の方に入ることになりますので、仮設道路をつくります。ちょっと傾斜がきついで、一旦入っていったものをUターンしないでバックするというそういうかなり広いスペースも仮設道路をつくりますので、工事の計画としては仮設道路をそのまま残して管理用道路として使う予定にしています。その折り返しの部分がだいぶ広い部分が残りますので、それが後で駐車スペースとして使える状態に残る予定にしております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回の取水する真瀬川ですが、当然農業用水の取水もしているわけで、この真瀬川に水利権があるのかどうか、もしあるとすれば水利権の権利を持っている方にお話ししないと、これできない工事だと思うわけですが、水利権はあるんですか、ないんですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 県の方といろいろ協議しまして、農業用水関係については上流部の方の取水です。そちらより下流なので、そちらの方の許可はいらないということです。ただ、漁業権がある河川なので、そちらの方の取水についての同意はいただけないということで平成21年にその許可をもらって、それをつけて県の方と協議した結果、県からOKが出たということです。